

北朝時代の武人官僚問題

長 部 悦 弘

【要約】 五世紀末、北魏の孝文帝は一連の漢化政策を推進した。漢化政策は、政治面と文化面に分けることができる。政治面は所謂「氏族詳定」である。文化面は、漢語・漢服・漢名の採用である。小論では、胡族（鮮卑族）が漢族士大夫の文化的教養（学問）を修得する過程を考察する前段階として、胡族の文化的教養（学問）の有無と日常政治との関わりを検討した。北魏・東西魏・北斉・北周・隋において、胡族武人が州刺史に多数任命され、地方政治を紊乱した。彼らが地方政治を紊乱した原因は倫理意識と実務能力を欠いたことであつたが、究極的には漢族士大夫と異なりその家において両者を養うのに必要な学問を教授する構造がなかつたことに起因する。胡族は北魏代から隋代にかけて南朝との角逐・六鎮の乱、東西分裂といった内乱状態において、武人として本領を發揮し得たが、隋代五八九年（開皇9）に全国が統一されると、従来ほどその才能を振う余地がなくなつた。したがつて、以後学問を学んで専ら文官に就くようになったものと予想される。胡族は北魏代に孝文帝の漢化政策施行後、短時日の間に一挙に学問を学んだのではなく、隋の次代の唐代にかけて学問を学ぶものの範囲が広がつていったものと思われる。したがつて我々が胡族の漢化過程をみるに当つては、唐代まで見届ける必要がある。以上が、小論で考察し提起した事柄である。

史林 七六卷一号 一九九三年一月

序

北魏の孝文帝は四九三年（太和17）に平城から洛陽へ遷都したのを皮切りに、一連の漢化政策を推進した。漢化政策は、政治面と文化面に分けることができる。政治面は胡族（以下、「胡族」は鮮卑族の意に用いる）の家を祖先の官職に応じて格付けをし、胡漢両族を共通の門閥貴族体制下に統合しようとした所謂「氏族詳定」である。胡族貴族を政治権力により本来

社会的地位である士大夫身分に設定した。文化面は胡語・胡服を禁じて漢語・漢服を用いるよう勧め、胡姓・胡名を漢姓・漢名に変更したのである。これは、胡族が漢族に転身する第一歩と言ってよいであろう。陳寅恪氏によると、漢化政策の狙いは、胡族に漢族士大夫の持つ文化的教養(学問)を受容させることであつたが、現実には胡族が一朝一夕に漢族の持つ文化的教養(学問)を修得するのは困難であつた。^①漢化政策が施行された当時、胡族はその家が士大夫という社会的身分を付与されたけれども、漢族士大夫の如く裏付けとなる文化的教養(学問)という実を備えておらず、名実相副うことが、その後胡族にとり課題だつたのではあるまいか。

北魏代に漢化政策の中心地であつたのが新都洛陽であつたが、遷都後も尚北鎮に残つた胡族もおり漢化されていなかつた。唐長孺氏は漢化政策後の胡族の漢化過程にも研究を及ぼされた。氏は軍事制度に着眼して胡族漢化の軌跡を辿り、北周武帝の時に胡族に加えて漢族の郷兵を府兵系統に取り込み、隋の文帝時代、五九〇年(開皇10)に詔を下して胡族が漢族と同様に受田農民となり、また兵士となり、兵農合一したことを以て第二次漢化とされた。^②私は胡族の一般兵士の漢化を考ふる上で唐氏のように軍事制度に着目することも必要だと思つたが、孝文帝が意図していたと思われる胡族が漢族士大夫の文化的教養(学問)を身に付けていく過程を一貫して考察することも必要だと考ふる。胡族が代々漢族社会の指導者であつた漢族士大夫の長所である文化的教養(学問)を修めるよう孝文帝が望んだのは、胡族に漢族社会を統治できる力量をつけさせるためであつたろう。逆に言えば、胡族に文化的教養(学問)がない限り、統治上不都合が生じたと考えられる。

小論では胡族が漢族士大夫の文化的教養(学問)を修得する過程を考察する前段階として、胡族の文化的教養(学問)の有無と日常政治との関わりを吟味してみたい。

胡族は北魏において軍事的役割を担う武人であつたが、いつまでも武人であり続けたのか、これまでの兵制研究に依りつつ確認することとしよう。

① 万繩南整理『陳寅恪魏晉南北朝史講演録』(二五四—二五五頁、二

六〇頁、二六六頁、黄山書社、一九八七年)

② 唐長孺「拓跋族的漢化過程」『魏晉南北朝史論叢統編』一五〇—一

五三頁、生活・読書・新知三聯書店 一九五九年

第一章 胡族武人略史

北魏代、胡族（鮮卑族）は周知の如く国家を創始した民族であり、その軍事力の担い手であった。^① 北魏は三九六—三九八年（皇始元—天興元）に部落を解散する以前は拓跋部を中核とする部族連合国家であり、部落が社会組織であると同時に軍事組織であった。^② 部落解散後は、三九八年（天興元）に盛楽から平城に本拠を移して胡族を八国（部）制に編成した。胡族は中央の近衛軍を構成し、四三九年（太延五）に完成する華北統一の過程で、占領した地域に置いた州・鎮へ兵士として派遣された。^③ 加えて四九三年（太和七）に洛陽へ遷都してから後、孝明帝頃に京都の外周防禦のために設けた東西南北の四中郎將府にも、胡族は兵士として勤務した。^④ 北魏代、部落解散後は胡族（鮮卑族）は兵戸に編まれ、所謂「世兵制」が取られた。

東魏・北斉の軍隊は、北魏の近衛軍と北鎮州所屬の胡族（鮮卑族）が中核を構成し、その中高氏の親軍は北鎮州の胡族が主体であった。^⑤ 西魏・北周の軍隊は、宇文泰が五四三年（大統九）に関中において漢族の郷兵を糾合してから漢族兵士の人数が胡族兵士を上回ったが、胡族はそれ以前から宇文泰と苦楽を共にして、五三七年（大統三）に沙苑で、五三八年（大統四）に邙山で東魏軍と戦い、五四〇年（大統六）に成立した六軍を経、五五〇年（大統一六）に六軍を拡張した二十四軍の中樞部たる六柱国・十二大將軍の半数以上を占め軍の実権を掌握していた。^⑦ 宇文泰についての胡族武人も、北魏の北鎮州・近衛軍の出身である。

隋朝は、北周軍を継承した。北周末期、五七七年（建徳六）には北周は北斉を滅ぼした後、并州から北斉の兵戸四万を関中に移した（『周書』六武帝紀下）。恐らく北周は、この旧北斉の兵戸から胡族兵士を徴し、北周軍内の胡族兵士の人数・比率は漢族に及ばなくとも、それ以前に比べ増えたものと思う。隋軍は北周軍を継いだ結果、北周同様胡族より漢族が多かったが、胡族武人には將軍級のものが散見し無視できない存在であった。^⑧

唐代では大まかに言って府兵制が前半期に行なわれ、後半期に募兵制が施行され、漢族兵士が多く存在した一方、非漢族武人もまたみられた^⑩。但だ注意すべきは、これまで胡族武人といってきた鮮卑族の武人が唐代初期に若干認められるが、則天武后期の丘神勣を最後に姿を消したことである^⑪。非漢族中鮮卑族に取って替わって武人となったのが、突厥・鉄勒・百濟・靺鞨・高麗・吐蕃・契丹・奚・廻鶻などの諸民族出身者である。

要するに、胡族(鮮卑族)は北魏・東魏・北斉では量の面をみると軍の大多数を構成し、質的にも軍の中核を占めていたのである。西魏・北周・隋では胡族(鮮卑族)は漢族に比べて少数であるが、軍の枢要な地位に就いていた。唐代に至ると、胡族(鮮卑族)武人は、初期にみられるのみで、以後姿を消したのである。それでは、北魏代から唐代初期まで武人として存在していた胡族(鮮卑族)は、日常政治の場においてどのような行動をみせていたのか、次に検討してみよう。

① 兵制に関する研究は、これまで数多く蓄積されているが、主として参照した研究は以下の通りである。

- (1) 浜口重國「正光四年の交に於ける後魏の兵制に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』(上) 東京大学出版会、一九六六年)
- (2) 同右「東魏の兵制」(1書)
- (3) 同右「西魏の二十四軍と儀同府」(1書)
- (4) 同右「府兵制度より新兵制へ」(1書)
- (5) 谷霧光『府兵制度考釈』(上海人民出版社、一九六二年)
- (6) 谷川道雄「北魏の統一過程とその構造」(『隋唐帝國形成史論』筑摩書房、一九七一年)
- (7) 同右「北朝後期の郷兵集団」(6書)
- (8) 同右「北魏末の内乱と城民」(6書)
- (9) 同右「中国における中世」(『中国中世社会と共同体』国書刊行会、一九七六年)
- (10) 陳寅恪「論唐代之蕃将与府兵」(『金明館叢稿初編』上海古籍出版

社、一九八〇年)

北魏の軍隊は、谷川道雄氏によると、國家のあり方そのものを変え、ことをめざした孝文帝の漢化政策の以前も以後も胡族が主力であった(9)参照。

② (5)参照(以下、()内の番号は①の研究の番号)。

③ 近衛軍の構成は(1)・(6)・(8)・(9)、州軍の構成は(2)・(6)・(8)、鎮軍の構成は(6)・(7)・(8)を各々参照。因みに主力とは言えないが、胡族とともに漢族もまた州軍と鎮軍に配置された(1)・(2)参照。

④ 浜口氏によると、四中郎將府に配置されたのは、犯罪その他の理由に依る被没官者で兵役や雑務に駆使した徒隸、中郎將府に属する兵戸たる府戸、近衛軍の羽林・虎賁である。徒隸は、胡族か否かは言えないが、近衛軍の羽林・虎賁は胡族である。府戸も胡族であろう。

⑤ 胡族が東魏・北斉軍の主力であったことについては、(2)・(5)参照。氏は、東魏・北斉軍の来源を以下の五つに分けている。(i)高歡が北魏から連れてきた軍隊と爾朱榮の軍隊(胡族と漢族が主)、(ii)北魏の京

畿附近の近衛軍その他の軍隊（胡族が主）、(四)とは別に北鎮から内徙した人戸（胡族が主）、(五)河北・河南各道から選募した兵士（漢族が主）、(六)各地の豪族の私兵・部曲（漢族が主）。胡族と漢族の各々の主たる供給源を整理すると、胡族は北魏の近衛軍と北鎮であり、漢族は河北・河南両道で選んだ兵士と、豪族の私兵・部曲に分けることができる。参考までに、東魏の兵力は、五三四年（永熙3）には二四万人、五三六年（天平3）の沙苑の戦役時には前線兵力が二〇万人に達した（⑤参照）。

⑥ 当初宇文泰が得た胡族は一万数千を超えず、対する高歡が手に入れた胡族は数十万に至り、宇文泰は高歡との戦力の差を埋めるために、五四三年（大統9）に漢族を糾合した（③参照）。浜口氏によると、五三七年（大統3）の沙苑の会戦当時には宇文泰の率いる軍は一万足らずにすぎなかったのが、その後五五〇年（大統一六）に二十四軍が成立した当時、兵員は五万、多くとも六、七万を超えない（③参照）。更に下って五七五年（建徳4）、五七六年（建徳5）に武帝が北斉を攻略した折りの兵力は、三〇万以上とされる（⑤参照）。このように宇文泰が率いていた最初の兵万一千数から武帝配下の三〇万以上にまで増えたのだが、この三〇万近くの増加分が漢族であろう。

⑦ 西魏代、宇文泰が華州に置いた中央軍と長安に駐屯させた天子の近衛軍との関係は六軍時代は不明で、二十四軍時代には後者は前者に編入された。近衛軍の領軍將軍（総帥）・武衛將軍（副将）の任命者の圧倒的多数が、宇文泰の息のかかった同郷武川鎮出身の胡族であった（③参照）。二十四軍設置当時、軍司令官たる六柱國・十二大將軍に撰定された人々の中、独孤信・于謹・侯莫陳崇・元賛・元育・元廓・宇文導・侯莫陳順・達奚武・豆盧寧・宇文貴・賀蘭祥の十二人が胡族である（③参照）。宇文泰麾下の胡族は、夏州刺史時代の手兵、武川鎮出身の賀拔岳から承けた兵士、五三四年（永熙3）に洛陽から逃走した

孝武帝に從って入關した近衛兵である（③参照）。

⑧ 胡族出身の武人は、皇帝に直屬し衛府（驛騎府・車騎府）を統轄する、十二府（左右衛・左右武衛・左右武候・左右領左右・左右監門・左右領軍）の大將軍・將軍に少なからず就いており、無視し得ない存在であった。大將軍に就いた胡族は、『隋書』に基づき掲げると以下の通りである。（）内は上段の数字が『隋書』の立伝巻数であり、下段は当人が任命された最高位の大將軍名である。齊樂定（三九・左武衛）、賀若詡（三九・左武候）、宇文忻（四〇・右領軍）、宇文慶（五〇・左武衛）、賀若弼（五二・左武候）、伊婁謙（五四・左武候）、宇文述（六一・左衛）、独孤羅（七九・左武衛）。將軍に就いた胡族は、次の通りである。元胄（四〇・左衛）、元暉（四六・左武候）、史祥（六三・右衛、但し突厥出身）、吐万緒（六五・左武候）、独孤陁（七九・右領左右）。その他、武人として活躍した胡族に、元諧（四〇）、達奚長儒（五三）、賀貴子幹（五三）、余朱敏（五五）、乞伏慧（五五）、斛斯万善（六四）、慕容三藏（六五）がいる。

⑨ 府兵制没落の時期については、浜口氏が七二五年（開元一三）に曠騎が出現した時期が事実上の没落期であり、七四九年（天寶八）に折衝府が魚書を上下するのを停止した時期が法制上の没落期であるときれる（④参照）。

⑩（10）参照。

⑪ 唐朝は十二衛（左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍衛・左右金吾衛）と六率府（左右衛率府・左右司禦率府・左右清道率府）が設置され、折衝府を管轄し禁軍としての役割を果たした。禁軍には、六六二年（龍朔二）に左右羽林軍が加えられた（『新』五〇、兵志）。『新』『旧』両唐書をみる限り、唐代前半期に十二衛・六率府・左右羽林軍の大將軍に就いた非漢族中、鮮卑族出身者が最も多い。鮮卑族出身の大將軍に任命されたものの名を次に掲げよ。（）内は

上・中段の数字は各々『旧唐書』と『新唐書』の立伝箇所であり、下段は当人が就いた大將軍の名である。長孫順徳（五八・一〇五、左驍衛）、屈突通（五九・八九、左驍衛）、丘和（五九・九〇、左武侯候）、丘行恭（五九・二〇九、右武侯候）、丘神勣（五九・二〇九、左金吾衛）、

竇航（六一・九五、右衛）、竇琮（六一・九五、右領軍）、竇抗（六一・九五、左武侯候）、宇文士及（六三・一〇〇、右衛）、尉遲敬徳（六八・八九、右武侯候）。

第二章 北朝時代の武人刺史

北魏代、太祖道武帝以来、歴代政權が官僚中特に地方官の不法に頭を悩ましその監督に苦心したことは、福島繁次郎氏の道武帝期から孝明帝期まで考課に対する一連の研究により明らかである。地方官中、地方長官（州刺史・郡太守・県令）がしばしば取締まりの対象となったが、これは地方長官の非法が地方官の中で最も多かったからであろう。北魏代の地方長官に対する取締まり状況を示す記述を『魏書』本紀から拾ってみよう。

(1) 「三九八年（天興元）八月」使を遣わして郡国に循行し守宰の不法なる者を奉奏せしめ、親しく覽察して之を黜陟す。〔『魏書』二太祖紀〕

(2) 「四一四年（神瑞元）」冬十一月壬午、詔して使者に諸州を巡行し守宰の資財を校閲せしめ、自家の齋す所に非ざれば、悉く簿して賊と為す。詔して守宰の法の如くせざれば、民に闕に詣でて之を告言するを聴す。〔同三太宗紀〕

(3) 「四二七年（始光4）」十有二月、中山に行幸す。守宰の貪汚もて免ぜらるる者、十数人なり。〔同四上世祖紀上〕

(4) 「四五八年（太安5）」九月戊辰、詔して曰く、「夫れ褒賞は功有るに必ずし、刑罰には罪有るを審らかにす。此れ古今の同じうする所、由来の常式なり。牧守は民に莅むに、百姓を侵食し以て家業を営む。〔略〕」と。〔同五高宗紀〕

(5) 「四七二年（延興2）」十有二月庚戌、詔して曰く、「『書』に『三載に一考し、三考して幽明を黜陟す』と云う。頃者以来、官は勞を以て升り未だ久しからずして代わる。牧守に民を恤むの心無く、競って聚斂を為し故きを送り新しきを迎え、路に相属ぬ。民志を固め、治道を隆める所以に非ざるなり。今より牧守の温仁清儉にして己に克ち公を奉ずる者は其の任に久しかるべし。歳積ん

で成る有らば、位を一級遷す。其れ貪残非道にして黎庶を侵削する者有らば、官に在りて甫めて爾りと雖も、必ず黜罰を加う。之を令に著して、永く彝準と為す。」と。（同七上高祖紀上）

(6) 「五〇一年（景明²）三月」辛亥、詔して曰く、「諸州刺史は民事に親しまず、督察を緩くす。郡県は稽通し、旬月の間に纔かに一たび覽て決すのみ。淹獄・久訟は動もすれば時序を延ばし、百姓は怨嗟して、方めて困弊を成す。尚書は条制を明らかにして申ねて四方に下し、日々庶事に親しましめ、敢しく守宰に勅して因循し寛怠して政を酷くを得ざれ。」と。（同八世宗紀）

北魏代、地方長官（州刺史・郡太守・県令）は、中央から軍功を立てた武將が任命派遣された。したがって不正を犯した地方長官は武人であり、北魏の軍隊の主力が胡族であったことから胡族武人が大半を占めたと考えられる。つまり、北魏代に胡族武人が地方政治を紊乱したものとみられる。次に従来の研究が及ばなかった北魏の東西分裂後における胡族武人と政治との関わりを、地方政治に焦点をあててみよう。

五二四年（正光⁵）に始まった六鎮の乱を経て五三四年（永熙³）に北魏孝武帝が高歡の掣肘を嫌って、高歡とともに爾朱氏に仕えていた賀拔岳の旧將宇文泰の支配する関中へ逃げたのを機に、北魏は東西に分裂した。分裂後の一方の雄東魏・北齊は、武人に不法が多かった。例えば高歡時代、五三七年（天平⁴）の沙苑の役前後、「（杜）弼、又先に内賊を除き、却って外寇を討たんことを請う。高祖（高歡）は内賊は是れ誰なるやと問う。弼曰く、『諸勲貴の万民を掠奪する者は、皆是れなり。』』とある（『北齊書』二四杜弼伝）。勲貴とは、その後に続けて「高祖答えず。因りて軍人をして皆弓を張り矢を挟み、刀を挙げ稍を按え以て道を來ましめ、弼をして其の間より冒し出だしめんとし、（高祖）曰く、『必ず傷つることなきなり。』』と。弼は戦慄して汗流る。高祖、然る後之に諭して曰く、『箭は注ぐと雖も、射ず。刀は挙ぐると雖も、撃たず。稍は按うと雖も、刺さず。爾は猶頼に魂胆を喪う。諸勲人は身は鋒刃に触れ、百死に一生。其の貪鄙を縦にし、取る所の處大なるも、之を同じくして常例に循うべからざるなり。』とあり（同上）、武人であることは明白である。高澄（文襄帝）時代には「時に勲貴不法多く、文襄（帝）〔高澄〕縦捨する所無し。」とあり（『北史』三二崔季舒伝）、北齊代には「諸將の子弟

は、率^{おほむね}驕縦なる多し。(潘)子晃は沉密謹慤にして、清靖を以て自ら居る。」とある『北史』五三潘子晃伝。

東魏時代は、孝靜帝が洛陽の華林園で宴会を開いた折り高歡に向かつて、「頃より朝貴・牧守令長・所在の百司、多く貪暴にして下人を侵削する有り。(略)と言っている如く『北史』六神武帝紀)、京官と地方官の両方に不法がみられた。高歡は特に地方官に対して五三五年(天平²)九月甲寅に、「州郡県官多く法に乖くを以て、使いを出して人の疾苦を問わんことを請う。」とあり(同上)、手を拱いていたわけではなかった。以下、地方官に注目してみよう。

地方官中、州刺史は後主時代天統年間(五六五—五六九)に羊烈が「近日刺史は皆是れ疆場の上にて彼れ此れして得」と発言している点から『北齊書』四三本伝)、武人が多く任命されていたのがわかる。州刺史に任命された武人は東魏・北齊の軍隊の主力が胡族であった点から胡族であると考えられるが、北齊の文宣帝が「旧人多く出でて州を為^なむ」と述べており『北史』三三崔昂伝)、旧人」とは「魏と同じに北荒に起こるの子孫を謂う」とあり『資治通鑑』一三八齊紀四武帝永明十一年(四九三)の条胡三省注)、胡族であったことが確認できる。州刺史となった胡族武人が地方政治を紊乱した様子は、次の一文が要領よく描いている。

高祖は乱を撥め正しきに反し、郵隲を以て懐いと為す。故に守令の徒は、才は多く職に称う。仍お戦功の諸將を以て出だして外藩を牧せしむるも、治体を識らず、⁽¹⁾政術を聞く無し。唯に前言往行に暗きのみならず、乃ち始めて判に依り曹に付するを学ぶに至る。⁽²⁾
⁽⁴⁾聚斂して厭くこと無く、淫虐して已まず。或いは直く繩すと雖も、終に悛革する無し。『北齊書』四六循吏伝序

西魏・北周の武人が、地方政治を紊乱したことを直接語っている記述はみえないが、例えば曾祖父達奚善眷が北魏の懷荒鎮將、祖父の長が汧城鎮將、父の武が十二大將軍の一人で代郡を本貫とする達奚震は五五九年(武成元)に華州刺史に任命されて、「膏腴より出でて少くして武芸を習うと雖も、然れども民を導き俗に訓え、頗る治才有り。」とあり『周書』一九本伝)、赫連勃勃の子孫で盛樂郡を本貫とする赫連達は五六一年(保定元)に夏州總管になって、「文吏に非ずと雖も、然れども性は質直にして法度を遵奉し、鞭撻を軽くして死罪を重^{はげ}り慎む。」とあり(同二七本伝)、地方長官となった武人を称賛

するの屈折した表現が用いられており、一般に武人が地方長官となつて達奚震や赫連達とは逆に地方政治を紊乱したものとと思われる。達奚震は「膏腴」の出身とあるが、「時に周室は武を尚び、貴遊の子弟は威以て相矜る。共に馳射する毎に、時輩皆其の下に出づ。」とあり、『隋書』五一長孫晟伝、「周の太祖は見て之（＝辛彦之）を器とし、引きて中外府礼曹と爲し、賜うに衣馬・珠玉を以てす。時に國家は草創し、百度は伊始す。朝貴は武人多ければ、（辛彦之）儀注を修定し、尋いで中書侍郎を拜す。」とあり（同七五辛彦之伝）、西魏・北周の貴族は武人に他ならない。西魏・北周の武人貴族とは、「膏腴」と称された達奚震が胡族であり父の達奚武が十二大將軍の一人であつた如く、胡族が多くを占める六柱国・十二大將軍の人々を指すものと思われる。恐らくは、胡族が多くを占める高級武人が州刺史に任せられ、地方政治の障りとなつたことと思う。

隋代では北周の後を承けて間もない五八三年（開皇3）に、州刺史に多く武將を任命し、そのほとんどが才能が職務に堪えないという証言がある。それに、耳を傾けてみよう。

時に刺史は多く武將を任じ、類職（おとせむし）に称わず。（柳）或上表して曰く、「方今天下太平にして、四海清謐なれば、共に百姓を治むるに、須く其の才を任ずべし。昔漢の光武は一代の明哲にして布衣より起り備に情偽を知れば、二十八將と荆棘を抜き天下を定むるも、功成るの後に及んで、職任する所無し。伏して詔書を見るに、上柱国和干子を以て杞州刺史と爲す。其の人は年八十に垂（な）とし、鍾鳴り漏尽く。前に趙州（刺史）に任せらるるも職務に聞ければ、政は群小に由り、賄賂は公に行なわる。百姓は吁嗟（な）し、歌謠は道に滿つ。乃ち『老禾は早く殺（か）らざれば、餘種は良田を穡す。』と云う。古人に『耕は當に奴に問うべし。織は當に婢に問うべし。』と云う有り。此各々能くする所有るを言うなり。干子は弓馬の武用は、是其の長ずる所なり。民を治め職に莅むは、其の能くする所に非ず。至尊は治を思い、寢興を忘るる無からんや。如し老に優しく年を尚ばんと謂わば、自ら厚く賜うべし。若し刺拳せしめんとすれば、損う所殊に大なり。臣死して後已まん。敢えて誠を竭くさざらんや。」と。上之を善しとし、干子は竟に免ぜらる。（略）隋は喪乱の後を承くれば、風俗頽壞す。或は矯正する所多し。上甚だ之を嘉す。（『隋書』六二柳或伝）

ここで州刺史として不適格とされた武人は、隋朝が北周の禪讓を受けてから僅か三年目の時点であり、周隋革命後、州刺史の大幅な交替があったという事実がみえない故、北周以来、州刺史の地位を占めていたものと思われる。柳或の批判の矢面に直接立った和干子については、立伝されていないので詳しいことは不明だが、その年令が五八三年（開皇³）の時点で約八〇歳であった点からみて、五二四年（正光⁵）に始まった六鎮の乱、続く東西兩魏・北齊・北周の争覇戦をかいぐって来た武人にちがいない。北朝の正史に立伝された和氏の出自を姚徽元氏著の『北朝胡姓考』によりみると、和跋（『魏書』二八本伝）と和其奴（同四本伝）は代郡の人で、もともと素和氏を称した胡族である。和士開（『北齊書』五〇本伝）は本伝では西域の商胡で本姓が素和氏とされるが、姚氏によると、和士開がもともと胡族の素和氏が西域に徙居したものなのか、西域より東魏に帰属してから素和氏の姓を与えられたかは不明である。和洪（『隋書』五五本伝）は汝南人とされるのみで、祖先については全く不明である。但だ唐人和智全の墓誌銘に汝南平豫人としながらも、先祖が代郡に留まったことを記述し且つ代郡が本貫であるとしており（『千唐誌齋藏誌』五四五、和智全墓誌銘并序）、和洪もまた代郡を本貫とする胡族と考えられる。北朝時代の和氏が、和士開を除いて胡族とみなし得るところから、和干子もまた胡族であったかと推定される。西魏・北周以降、隋に至るまで、前に確認した如く、漢族が大量に参加した一方、胡族が高級武人たる地位を多く占めていたこと、柳或が無能な武人刺史として直接に批判の矛先を向けた和干子が胡族であったと考えられること、の二点から、隋代に職務に向かないとされた武人中に、多くの胡族が漢族とともに雑っていたものと思われる^④。

唐代では結論だけ言うと、胡族（鮮卑族）で武人であるもの自体少なく、それに伴いその武人で州刺史であるものも減少した。要するに、胡族（鮮卑族）武人が多く州刺史に就き地方政治を紊乱したのは、隋代までと考えられるのである。

- ① 福島繁次郎(1)「北魏前期の考課と停年格」(2)「北魏の停年格と吏部 権の発展」(3)「北魏孝文帝の考課と俸禄制(第一期)」(4)「北魏孝文帝中期以後の考課」(西村元祐氏整理) (5)「北魏世宗宣武帝の考課と 考格」(西村元祐氏との共著)(以上の五篇とも『中国南北朝史研究』
- 所収、名著出版、一九六二年)
- ② 宮崎市定『九品官人法の研究』(三八三―三八四頁、同朋舎、一九五六年)
- ③ 姚徽元『北朝胡姓考』(七七―八〇頁、科学出版社、一九五八年)。

④ 隋代に州刺史となった胡族武人は、次の通りである。（）内は上段が『隋書』の立伝箇所、下段が赴任地である。任地の右上に*印がついているのは、総管である。

竇榮定（三九・寧州）、賀若誼（三九・華州・敷州・靈州）、宇文慶（五〇・涼州）、賀若弼（五二・貝州）、達奚長儒（五三・寧州・鄭州・襄州・蘭州）、賀婁子幹（五三・雲州）、伊婁謙（五四・沢州）、爾朱敞（五五・金州・徐州）、乞伏憐（五五・曹州・齊州・秦州・杞州・徐州・荊州・潭桂二州・秦州）、宇文述（六一・安州・壽州）、史祥（六三・交州・薊州）、慕容三藏（六五・貝州・広州・廓州・豊州）

・和州）、独孤羅（七九・涼州）、独孤随（七九・郢州・潁州）。
⑤ 唐代で州刺史となった胡族鮮卑族武人は、次の通りである。（）内は上・中段が各々『旧』『新』兩唐書の立伝箇所、下段が任地である。任地の右上に*印がついているのは総管であり、印は都督である。

長孫順德（五八・一〇五・沢州）、丘和（五九・九〇・交州・穰州）、丘行恭（五九・九〇・冀州・陝州）、丘神勣（五九・二〇九・豊州）、竇軌（六一・九五・秦州・洛州）、竇瑊（六一・九五・晋州）、尉遲敬德（六八・八九・襄州・同州・宣州・鄭州・夏州）

第三章 北朝胡族武人と行政

第一節 胡族武人と学問

本章では、北朝時代から隋代にかけて地方長官となった胡族（鮮卑族）武人の問題点はどこにあったのか、具体的に検討してみよう。この問題については、前に引いた『北齊書』四六循吏伝序の記述が東魏・北齊に限ってはいるものの、北朝全体の胡族武人にあてはまると思われ、最も要領よくまとまっているので、これを手がかりとする。その記述内容は、次の如く四点に整理できる。

- (1) 政治の方法を知らない（治体を識らず、政術を聞く無し）
- (2) 先人の言行を知らない（だから徳を積むことができない）^①
- (前言行に暗し)
- (3) 文書の処理方法をはじめて習う（始めて判に依り曹に付すを学ぶ）
- (4) 財貨を飽くことなく収奪し、苛虐な行為が絶えない（聚斂して厭くこと無く、淫虐して已まず）（冠の番号は前の引用文に付した番号と一致する）

以上の四点は便宜上倫理問題②・④と能力問題①・③に分けられる。行論を明らかにするために結論から先に言うと、以上の四問題はいずれも胡族が学問を修めなかつたことが原因で派生してきたものである。以下、学問を習得しなかつた

ったこととこの四問題との関連を具体的に検討してみよう。行論の都合から、先ず第三の問題から取り挙げることにする。東魏・北齊の胡族武人は、北鎮州の兵戸と北魏近衛軍に属する兵戸から出身したものである。それ故、いずれも軍事を専門とする官に就き文章を扱うことに不慣れであったと一応言い得るが、問題の原因は更に深い所、学問を学ばなかったことであつた。それを、先ず確認してみよう。

五世紀末、北魏孝文帝が首都洛陽を拠点に、漢化政策を推進していったが、六世紀前半、北魏末年の六鎮の乱まで北鎮州の胡族が漢化されていなかったことは、高歡が三軍に号令するに際し、胡語（鮮卑語）を用いていたことから窺える（『北齊書』二二高昂伝）。高歡自身が北鎮の一である懷朔鎮出身であり、彼の麾下の軍には前にみた如く北鎮州の兵戸出身の胡族が大勢含まれていたからである。漢化政策が取られてから以降も、北魏末期の北鎮州においては、胡族は胡語（鮮卑語）を公私ともに日常語として話し、胡族として自己同一姓 *gentes* を保っていたと言えよう。したがって当時の北鎮州では、漢語が日常語化していなかったと思われる。そのような北鎮州においては、漢族士大夫の学問が学ばれるはずがなかった。それは、次に引く武川鎮出身の武人雷紹の逸話からも確認できる。

九歳にして孤たり。膂力有り、騎射を善くす。鎮府に給事して嘗て洛陽に使いし、京都の礼儀の美しきを見、還りて同僚に謂いて曰く、「徒に辺備の武を尚び以て貴きを知り、文学の身の宝なるを謂わざりき。世に生まれて学ばざるは、其れ猶穴処するがごとし。何の見る所ぞ。」と。遂に逃げ帰りにて、母に辞し師を求め、年を経て『孝経』・『論語』に通ず。（『北史』四九雷紹伝）

この逸話は雷紹の出身地たる武川鎮において学問がなされていたことを直接示すものであるが、他の北鎮州でも大同小異であろう。

北鎮州出身の胡族武人は、そこにおいて学問を学び得なかつたが故に学問を知らなかつたのは、当然である。そのような例を、いくつかみてみよう。

（高阿那）眩は才伎備劣にして、文史に涉らず。識用は尤も（和）士開の下に在り。姦巧・計数も亦士開に逮ばず。既に世祖（武

成帝）の幸する所と為り、多く東宮に在りて後主に侍らしむ。大いに寵遇を被る所以なり。土開の死する後、後主は其の識度は土開を継ぐに足ると謂い、遂に位を宰輔に致す。武平四年（五七三）、其れをして尚書事を録し、又外兵及び内省の機密を総知せしむ。尚書郎中源師は嘗て肱に諮りて云う、「龍見わる。当に零すべし。」と。（高阿那肱）師に問いて云う、「何れの処にか龍見わる。何物の顔色を作すか。」と。師云う、「此是龍星見わるるなり。須く零祭すべし。是真龍の見わるるに非ざるなり。」と。肱云う、「漢尼強く星宿を知る。」と。其の牆面なること此くの如し。

〔北齊書〕五〇高阿那肱伝

高阿那肱は善無郡の人で、父市貴は高歡とともに蹶起し、自身は軍功により武衛將軍に拔擢された人物である。

（鮮于）世栄は武人にして文芸無しと雖も、朝は危く政は乱るるを以て、毎に竊かに之を歎く。税を徴して厭くこと無く、賜与の度を過ぐるを見て、言を発して歎惜す。

〔北齊書〕四一鮮于世栄伝

鮮于世栄は漁陽郡を本貫とするが、父宝業は高歡の出身地である懷朔鎮の鎮將であり、自身は五四〇年（興和2）に高歡の親信副都督となった。

（赫連子悦）吏部尚書を兼ね。子悦は官に在りて、唯だ清動を以て自ら守る。既に學術無く、又風儀を闕く。人倫・清鑑は、之を去ること弥々遠し。一旦銓衡の首に居るや、大いに物議を招く。

〔北史〕五五赫連子悦伝

赫連子悦は柔然の赫連勃勃の後裔で、五二八年（永安元）に軍功により濟州別駕に叙せられた。

更に学問はおろか、字もろくに読書できな北鎮州出身の胡族武人も認められる。

（斛律）金は性は質直にして、文字を識らず。本名は敦なるも、其の署し難きに苦しみ、名を改めて金と為す。其の便易に従うも、猶以て難しと為す。司馬子如は金の字を為すを教ゆるに、屋を作りて之を況え、其の字乃ち就る。

〔北史〕五四斛律金伝

斛律金は朔州敕勒部の出身で、鮮卑族ではなく道武帝時代に高祖倍侯利が内附した高車族である。北魏末年の動乱期に爾朱栄のもとに身を寄せた折り、高歡と出遇い以後行動を俱にする。

（庫狄干は）（洛陽より）還りて定州刺史と為るも、吏事を閑わず、事擾煩多し。然れども清約もて自ら居り、吏人の患う所と為

らず。(略) (庫狄干は書を知らず、名を署して「干」の字を為すに、上を逆にして之を画す。時人は之を穿錐と謂う。又、武將王周なる者有り。名を署するに先に「吉」を為し、而る後其の外を成す。二人とも子孫に至りて始めて並びに書を知る。

『北史』五四庫狄干伝

庫狄干は善無郡を本貫とし、北魏末年の動乱期に爾朱榮の麾下にあった時に高歡と遇い、以後従った。王周は、不明。

一方、旧北魏近衛軍出身の胡族武人は、どうか。彼等は漢化政策が推進された中心である首都洛陽に居住していたといえ、全員がすべて学問を学んだわけでは必ずしもない。それは、五二九年(神龜二)に停年格が崔亮により定められた事実から窺える。停年格は五一九九年に清河郡の名族張仲瑀が銓選の法を改めて武人を排斥し清官を与えないよう発議したのに対して、憤激した近衛軍(羽林・虎賁兩軍)の兵士千人が尚書省に押し寄せて詬罵し、張仲瑀本人と父張彝・兄張始均を自宅に襲撃する事件を起こした後、靈太后が武人が資序に従って入選するのを認め、立てられた制度である(『魏書』六四張彝伝)。これは能力を基準にして任用するのではなく前任を罷めてから過ぎた年数の長いものから順番に任官する方法^②ある。

崔亮が停年格を提案するに至った事情は、彼の停年格に対して批判した外甥劉景安に与えた回答にみることができる。その一部を引くと、次のようになる。

今勲人甚だ多く、又羽林より入選す。武夫崛起するも書計を解くせず。唯だ弩を張り、前驅し蹤を指し捕噬すべきのみ。忽ち組を垂れ軒に乘らしむるは、其の烹鮮の効を求むるに、未だ曾て刀を操らず専ら割かしむるなり。又武人は至って多く、官員は至って少なければ、周薄すべからず。設し十人をして一官を共にせしむるも、猶官の授くべき無し。況んや一人一官を望むをや。何に由りて怨まざるべけんや。吾近ごろ宜しく武人をして入選せしむべからずと面執し、其の爵を賜い其の禄を厚くせんことを請う。既に従われず。是を以て権りに此の格を立て、限るに停年を以てするのみ。

『魏書』六六崔亮伝

崔亮は停年格を提議した理由として、武人をすべて就けるだけのポストがないこととともに、武人が読書き・計算(書計)

ができないことを挙げた。この弥縫策たる停年格が定められた結果、最大の恩恵に浴したのは、能力を基準に任官を決めた場合に排除されたと予想される入選を待っていた武人、特に前に張仲瑁の建白に激昂した近衛軍の武人であろう。崔亮が讀書き・計算ができないと言った武人は、近衛軍の胡族武人と思われる。事実、近衛軍中の胡族武人に学問がなかった例が見出せる。宣武帝時代に侍中と近衛軍の総司令官である領軍將軍に任命された于忠と宣武帝との間で、「于」忠面陳して譲りて『臣学識無し。文武の任を兼ねるに堪えず。』と云う。世宗曰く、『当今学識の文有る者は少なからず。但だ心直きこと卿に如かず。卿をして下に劬勞せしめんと欲す。我当に上に憂無かるべし。』と。』という会話が取り交わされた『魏書』三十二于忠伝）。

こうしてみると、北魏代において漢化政策が推進されたからと言って、胡族武人が一挙に漢族士大夫の学問を身に付けたのではないことがわかる。そのような無学で字を知らない胡族武人が、東魏・北齊軍に入り込んだと考えられる。それでは、西魏・北周の胡族はどうか。

西魏・北周軍に参加した胡族武人は北鎮州並びに旧北魏の近衛軍の兵戸出身であり、彼等もまたこれまでの考察から無学で字を知らないものが多くを占めていたと思われる。例えば代郡武川鎮出身の王徳は「少くして騎射を善くす。師訓を経ずと雖も、孝悌を以て称えうる。（略）是において平涼郡守に除せらる。徳は書を知らずと雖も、断決処分に至りては、良吏も以て過ぐる無し。」とある（『北史』六五本伝）。

遡って北魏代漢化政策施行以前には、胡族武人は一般に余り学問を学ばなかった。例えば、太武帝時代には「是の時戎車屢々駕し、征伐を事と為す。貴遊の子弟は未だ学術に遑あらず。」とあり（『魏書』八四常爽伝）、貴遊とは胡族の武人貴族であろう。次のような話の残る代郡出身の伊毅は、無学な胡族武人の例である。

世祖（太武帝）の將に涼州を討たんとするや、議者咸諫む。唯だ司徒崔浩のみ世祖に決行せんことを勉む。羣臣出づるの後、（伊）毅は世祖に言いて曰く、「若し涼州に水草無くんば、何ぞ國を為すを得んや。議者は用うべからざるなり。宜しく浩の言に従うべ

し。」と。世祖、之を善しとす。既に涼州に克ち、世祖は姑臧に大会して羣臣に謂いて曰く、「崔公は智計に餘り有り。吾も亦復た之を奇とせず。吾正に馘の弓馬の士なるも、見る所能く崔と同じなるを奇とす。此深く自ら奇とすべし。」と。顧みて浩に謂いて曰く、「馘は智力此くの如くんば、終に公相に至らん。」と。浩曰く、「何ぞ必ずしも書を読み、然る後学ぶと為さんや。衛青・霍去病も亦書を読まずして能く大いに勲名を建て位を公輔に致す。」と。世祖笑いて曰く、「誠に公の言の如し。」と。

〔魏書〕四四伊馘伝

また四九四年（太和18）に胡服を禁止する以前、同年に孝文帝は陸叡・元賛を相手に「北人は毎に北人は何ぞ書を知るを用いんと言ふ。朕此を聞き、深く用つて憚然たり。（略）若し永く恒北に居て文を好まざる主に値わば、卿等の子孫は面牆を免れざるなり。」と歎いている〔魏書〕二一上元羽伝。北人とは、言うまでもなく、胡族武人である。

以上を要するに、北魏代では漢化政策以前は胡族武人の多くは学問を学ばず、漢化政策以後は無学な胡族武人は以前に比べて減つたと思われるが、少なからず存在したと考えられる。東西魏・北齊・北周時代には、東魏・北齊・西魏・北周を各々建国した第一世代の胡族武人と第二世代以下のそれとは區別しておいて考えた方がよいと思うが、少なくとも旧北魏の兵戸出身の第一世代の胡族武人には、無学で字を知らないものが多かつたと考えられる。

このように無学で字を知らない胡族武人が官僚となつた場合、特に文官に就いた時には文書を読書きできないという欠点が露わとなつたことは、前にみた東魏・北齊代の胡族武人の斛律金・庫狄干の例を引くまでもなく、明らかである。次に、北朝時代において行政運営上、文書がどの程度関わっていたのか、検討してみよう。

第二節 胡族武人と実務

北朝時代、官僚は官僚機構内において如何なる案件を処理するにも、常に文書を取り扱うことが求められたと思われる。官僚として立居振舞うためには、文書を原則に従つてきちんと扱えることが基本条件であつたと考えられる。北朝時代、

胡族武人が政治を紊乱した場である州に焦点を絞って確めてみよう。

隋代、五八三年（開皇3）に軍府機構が廃止される以前、州刺史は軍府機構と州機構の両系統の機構を統轄していた。この両系統の機構には、各々文書を統轄する属官が置かれていた。軍府全体の文書を掌握する立場にあった属官は、「衆曹の文簿を総録し、善悪を挙弾するを掌る」録事参軍事であり（『通典』三三職官典一五総論郡佐）、州機構で文書を掌る要となつた官は、「中に居て事を治め、衆曹の文書を主る」治中從事史と「門下の衆事を録し、文書を省署する」主簿である（同三三職官典一四総論州佐）。隋代に軍府機構が廃止され州機構が存続すると、旧軍府官であつた録事参軍事が「付事勾稽し、抄目を省署し、非違を糾正し、符印を監守するを掌る」とあり（『唐六典』三〇 三府督護州県官吏）、治中從事史と主簿に代わつて州官として州機構内の文書を掌握した。要するに、北朝時代の州刺史が統轄する州機構と軍府機構のいずれにも文書を統轄する官が設置され、文書を通して行政が運営されていたと言えよう。

北朝時代に州（軍府機構・州機構）で文書が用いられていた具体的様子を確認してみよう。

（北魏代）（羊敦は）出でて本州（兖州）別駕と為る。公平正直にして、非法有るを見るや、（羊）敦終に判署せず。

（『魏書』八八羊敦伝）

別駕は、軍府官ではなく、州官である。

（東魏代）李稚廉は、又瀛州長史に遷る。高祖（高歡）行きて冀州を經、河北六州の文籍を総合して戸口の増損を商校す。高祖は親しく自ら部分して、多く馬上に在りて文簿を徵責し景を指して備われるを取る。事緒、一に非ず。稚廉は毎に機に応じて立ちどころに成し、恒に期会に先んじ、雅に深旨に合わざるは莫く、諸州の准的と為る。高祖は顧みて司馬子如に謂いて曰く、「稚廉の処分を觀れば、人の意を快くするなり。」と。因りて文武数万人を集めて、郎中杜弼をして旨を宣べ慰勞せしめ、仍お諸州の長史・守令等を詰し、諸人は並びに謝罪す。稚廉は独り前みて恩を揮す。觀る者、感之を歎美す。

（『北齊書』四三李稚廉伝）

長史は、軍府官である。

(北齊代) (天保) 七年 (五五六)、(高洩は) 司州牧に転ず。従事を選ぶに、皆文才の士の剖断に明るき者を取り、当時称えられて美選と為す。州の旧案五百餘りを、洩は未だ期ならずして悉く断じ尽くす。別駕羊脩等は権威を犯すことを恐れ、乃ち闇に詣り諮陳す。洩告げしめて曰く、「吾直道もて行う。何ぞ権威を憚らんや。卿等当に人の美を成すべきも、反つて権威を以て言を為す。」と。

〔北史〕五一高洩伝

別駕は州官であり、軍府官ではない。北齊代、司州には別駕従事史・治中従事史、記室・戸曹・功曹・金曹・租曹・兵曹・騎曹・都官・法曹・部郡の各従事が置かれていた(『隋書』二七百官志中)。ここで言う従事はいずれの従事かは特定していないが、すべてを指しているのではないか。別駕羊脩と高洩とのやりとりは、文書で案件を処理する過程でなされたものと思う。

(北齊代) 皇建初め(五六〇年)、郎基は鄭州長史に除せられ、潁川郡守を帯ぶ。西界は周と境を接す。侯景の背叛するに因りて、其の東西は分隔するも、士は仍お烟旧に縁りて私かに相貿易す。而して禁格は嚴重にして、犯す者一に非ず。基初め職に莅むや、格条を披検すれば、多くは是権時のものにして、久長のもの為らず。州郡は因循して請讞を失ない、密網を久しく施し罪を得る者の衆きを致す。遂に条件に台省に申す。仍お情を以て事を量り科処す。極刑に非ざる自り、一に皆決放す。積年留滞すれば、案状は膠加す。数日の中に、剖判して成尽く。尋いで台省報下し、並びに其の陳ぶる所を允す。条綱は既に疎まらにして、獄訟は清静たり。

〔北史〕五五郎基伝

文書処理に関する規定は、北朝時代では西魏・北周において「(蘇)綽は始めて文案の程式・朱出墨入及び計籍・戸籍の法を制す」とあり(『周書』三三蘇綽伝)、立てられていたことが明らかだが、他の諸王朝についてははっきりと確認できない。唐朝の文書処理に関する規定は、北朝のそれに比べて唐律中の職制律を通して詳しく知ることができる。^④『唐律疏議』九職制律の劈頭の疏議に「職制律は晋より起り、名づけて違制律と為す。爰に高齊に至るまで、此の名を改めず。隋開皇改めて職制律と為す。職司の法制を言うは、備えて此の篇に在り」とあり、北魏・北齊・北周の違制律中に文書処理に

関する規定が設けられていたと思われる。官僚は当然、そのような規定を知っておかなければならなかったであろう。州刺史に任命された胡族武人も、例外ではない。それが無学なために文書すら読書きできず、規定も知らなかったのだと思われる。それ故、前に引いた『北齊書』四六循吏伝序で(3)文書の処理方法をはじめて習う(始めて判に依り曹に付す)と言われるようになったのだと思う。

ここでもう一度前に引いた『北齊書』四六循吏伝序に立ち返って、(1)政治の方法を知らない(治体を知らず、政術を聞く無し)という点について検討しよう。政治の方法(政術)とは、部下を管理して不法を犯すのを防ぐ方法を言う。それは、南清河郡太守であった蘇瓊が例を示している。

毎年春、大備衛興隆、田元鳳等を総集して郡学に講せしめ、朝吏は文案の暇に悉く書を受けしむ。時人は吏曹を指して学生屋と為す。淫祠を禁断し、婚姻・喪葬は皆教令して儉にして礼に中らしむ。又蚕月には綿絹の度様を部内に下して、其の兵賦の次第は、並びに明式を立つ。調役に至りては、事を必ず先に辨じ、郡県の長吏に常に十杖の稽失も無し。当時、州郡に人を遣し境に至り其の政術を訪わしめざるは無し。

〔北齊書〕四六蘇瓊伝)

州刺史が部下を管理できるためには、文書の処理そのものに関する規定を知っているだけでは不十分で、文書で扱った案件に関わる法言わば法全般に通じていることが必要であつたろう。北朝諸政権は、例えば北齊は五六四年(河清3)に齊律と齊令の完成後、「勅して仕門の子弟に常に之を講習せしむ」とあり〔隋書〕二五刑法志、西魏は五四一年(大統7)に蘇綽が作成した『六条詔書』を「太祖(宇文泰)は、甚だ之を重んず。又百司をして之を習誦せしむ。其れ牧守・令長は六条及び計帳に通ずるに非ざる者は、官に居るを得ず。」とある〔周書〕二三蘇綽伝。前に北朝時代に胡族武人がしばしば非法を犯したことはみたが、その原因は無学で法を知らなかったからではあるまいか。とすると、北朝の政権が官僚に法を周知徹底させようとする意図は具体的に述べてはないが、少なくともその対象に法は無知な胡族武人が入っていたものと思う。法を知らなかった場合には、前にみた、隋代において柳彧に批判された和干子の如く属官の不法を監督できず野放しにす

ることとなる。

次に胡族武人の倫理面に、目を向けてみよう。

第三節 胡族武人と倫理

一般に人間の倫理意識を育むのは、教育であろう。したがって、私は胡族武人の倫理意識を考えるに当り、彼らの教育に着目したいと思う。胡族武人の教育を、六朝隋唐時代の漢族士大夫の教育と、個人ではなく家を単位に比較考察することとする。六朝士大夫は、特に北朝士大夫の場合、六朝時代でその家が途絶することなく、唐代まで存続したものが多く、漢族士大夫の家では、六朝時代から隋唐時代へと移っても代々学問が継承されてきた。例えば隴西郡の名族李氏は、『北史』の撰者李延寿が一族の伝を記した同書一〇〇序伝に六朝時代に学問に従ったものが散見し、李氏の六朝時代における学問上の蓄積が唐代において李大師・李延寿の手になる『北史』・『南史』の両通史として実を結んだことはよく知られている。したがって北朝時代の胡族武人と比較する対象である漢族士大夫を、六朝時代のみに限らず、唐代のものまで含め、てもよいであろう。

漢族士大夫が学問を家において代々学んでいたからといって、個人的にみて武芸を全く習わなかったということではできない。漢族士大夫と武芸との関わりについては、谷川道雄氏が北朝時代の漢族士大夫に武芸に秀でたものが少なからず見受けられると既に論じている。漢族士大夫の中には、単なる学問一辺倒の儒者とみなされるのを潔しとしなかったものもみられた。例えば、隴西郡の名族李瑒之は、「儒素を以て自ら業とすと雖も、毎に人に語りて『吾が家世は、将種なり。猶関西の風氣有り。』と言う。(荊州に至るの後に及んで、大いに射獵を好み以て威武を示す。)(『北史』一〇〇序伝)とあり、大いに気を吐いた。

唐代においても、武芸に長じた六朝以来続いた漢族士大夫出身者が認められる。博陵郡の名族崔寧は、「儒家の子と雖

も、縦横の術を好む。衛州刺史茹璋は、𠵽（崔寧の本名）に符離令を授くるも、既に罷め久しく調せられず、遂に劍南に客遊し軍に従いて歩卒と為り、（劍南節度使）鮮于仲通に事う。」とあり〔旧〕一一七本伝、その後七六三年（広徳）に吐蕃に陥った劍南道西北部の柘・静諸州を回復するのに力を尽くした。趙郡の名族李珣は、「山東の甲姓にして代々婚姻を修む。珣に至りて、書を読むを好まず、唯だ弓馬を以て務と為す。」とあり〔旧〕一六一本伝、八一五年（元和10）には舞陽・葉・魯山・襄城の河南諸地を襲った淮西節度使吳元済を討伐するのに従った。

このように北朝隋唐時代の漢族士大夫が武芸ができるからといって、それはあくまで副次的なものであり学問が基本的素養であった。例えば、前に挙げた隴西郡の名族李琰之の一族である李礼成は、北周代において「時に貴公子は皆競って弓馬を習い、被服は多く軍容を為す。礼成は騎射を善くすと雖も、従容として儒服し素望を失なわず。」とあり〔北史〕一〇〇序伝、儒者たるものの姿勢を貫いた。漢族士大夫は学問を怠っていると、親族から叱責を被った。例えば太原郡の名族王頰は、「少くして遊俠を好む。年二十にして、『尚書』を知らず。其の兄（王）頤の責怒する所と為る。是において感激し、始めて『孝経』・『論語』を読み、昼夜倦まず。遂に『左伝』・『礼』・『易』・『詩』・『書』を読み、乃ち歎きて曰く、『書』に読むべからざる者無し。』と。学に勤めて載を累ね、遂に遍く五経に通じ、其の旨趣を究め、大いに儒者の称する所と為る。解く文を綴り、善く談論す。」とある〔隋書〕七六本伝。趙郡の名族李雄は、「家世は並びに学業を以て自ら通ず。（李）雄のみ独り騎射を習う。其の兄（李）子且は之を讓めて曰く、『文を棄て武を尚ぶは、士大夫の素業に非ず。』と。雄答えて曰く、『竊かに覽るに古より誠臣・貴仕は、文武を備えずして能く其の功業を濟す者は鮮し、雄は敏ならずと雖も、頗る前志を觀る。但だ章句を守るのみ。既に文且つ武なるに、兄何ぞ病まん。』と。子且は以て之に応える無し。」とある〔隋書〕四六本伝。兄李子且は李雄の弁明に従えば李雄が学問を等閑にして武芸に励んでいたと決めつけていたことになるが、事實は別としてこの二人の会話は漢族士大夫の家で学問を放擲して武芸に熱中するのを快く思わない風があったことを示している。一方、胡族武人の家では、どうであったか。

ここでは、北魏代の胡族武人に焦点を当ててみたい。胡族武人は北魏代三九六—三九八年（皇始元—天興元）の部落解散以前は部族軍に属し、解散後は兵戸に指定され、いずれにせよ世襲武人であった。したがって、資料の上では確認できないが、胡族武人は家で父親をはじめ親族の男性から武芸を習ったと考えるのが自然であろう。

胡族で学問を習ったものは、五世紀末の漢化政策の施行前においても、例えば太武帝時代の長孫陳の「学を好み士を愛す。」という例もみられるが『魏書』二六本伝、本格的に学び始めるのは漢化政策後のことである。しかしその一方で前にみた如く、漢化政策後も洛陽の胡族武人の一部、北鎮州に駐屯する胡族武人の大多数は、学問を知らなかった。北魏を通じて言えるのは、漢化政策以後洛陽にいた胡族武人の一部が学問を本格的に習い、他はまだ仲々習わなかったと言えよう。学問を習わなかった胡族武人の家では、漢族士大夫の家の如く、学問を代々継承する構造が成立するはずもなかった。下って東魏・北齊、西魏・北周を各々建てた胡族武人の第一世代は、その出身が北魏の近衛軍の兵戸・北鎮州の兵戸であるところから学問があるはずはなかった。学問のない胡族武人は、例えば北魏末期夏州出身の宇文貴が「少くして師に従って学を受くるも、嘗て書を輟め欺いて曰く、『男兒は当に劍を提げ馬に汗して以て公侯を取るべし。何ぞ能く先生の如く博士と為らんや。』と。」とある如く『周書』一九本伝、学問を本業として身を立てることを好まず、武勲により榮達することを望んだであろう。北魏代漢化政策以後、東魏・北齊、西魏・北周において、学問を習う胡族武人がみられる一方、依然として頑固に武門の家であり続ける胡族武人も存在した。そのような家では、次にみる竇氏の如く、成員が武芸を放擲し学問に励むのを容認しない雰囲気があったであろう。

（竇）威は家世は勳貴にして、諸昆弟は並びに武芸を尚ぶ。而れども威は文史を玩ぶに就り、介然として自ら守る。諸兄は之を哂いて謂いて「書痴」と為す。隋の内史令李德林は秀異射策甲科に挙げ、秘書郎を拜す。秩満ちて当に遷るべきも固守して調せられず、秘書に在ること十餘歳なれば、其の学業は益々広まる。時に諸兄は並びに軍功を以て通顯に致仕し、豪貴に交結し、賓客は門に盈つれども、威は職掌閑散たり。諸兄は更に威に謂いて曰く、「昔孔丘は学を積み聖と成るも、猶當時に狼狽し栖遲すること此

くの若し。汝此の道を効い、復何をか求めんと欲す。名位の達せざるは、固より其れ宜なり。」と。威は笑いて答えず。

〔旧〕六一竇威伝

竇威は隋代から唐代にかけて生きた人であるが、この兄たちとの会話は隋代になされたものである。竇氏は扶風郡平陵人と称するが、実は北魏以来続く代郡出身で胡族武人の家である。それ故、竇氏のこの会話は隋代のもではあるけれども、北魏以来続いた胡族武人の家において学問より武芸を尚ぶ気風があったことを示す。胡族武人は五世紀末北魏の漢化政策以降、東西魏・北斉・北周で学問を学ぶものがいた一方、学問より武芸を尊重する風の強い家もみられたのである。

次に胡族武人の倫理問題を前に掲げた『北斉書』四六循吏伝序の記述を手がかりに考えてみよう。そこでいわれていることは、(2)先人の言行を知らない（だから徳を積むことができない）（前言往行に暗し）、(4)財貨を飽くことなく収奪し、苛虐な行爲が絶えない（聚斂して厭くことなく、淫虐して已まず）の二点である。先ずここでは(4)の問題、特に財貨の収奪問題に注目することとする。これは六朝隋唐時代に漢族士大夫が尊重した、「清」と表現する徳目とは真つ向から反する態度である。「清」という徳目には様々な態度が含まれるが、渡辺信一郎氏に従って物質に対する態度に限って言うのと、とりわけ頻繁に出てくるのは(一)俸禄・賞賜の散施、(二)産業を経営しないこと、(三)家に余財のないこと、の三つである。^⑥要するに物質に対して淡泊で執着しない態度である。東魏・北斉の胡族武人の態度は、「清」とは反対の物質に執着する態度である。このような態度は、東魏・北斉代の胡族武人に限らず、北魏代の胡族武人にも多くみられた態度であった。前に挙げた北魏代に胡族武人が地方政治を紊乱した記述で、四一四年（神瑞元）『魏書』三太宗紀・四二七年（始光4）（同四上世祖紀上）、四五八年（太安5）（同五高宗紀）、四七二年（延興2）（同七上高祖紀上）のもので確認できる。北魏代から東魏・北斉にかけて、胡族武人は州刺史として地方へ赴き、貪汚・贓賄・産業経営・収奪などの物質に執着する態度で地方政治を紊乱した。だがしかし、漢族士大夫が物質に執着しない態度を尊重したからといって、すべての漢族士大夫がかかる態度を堅持したとは限らない。例えば、滎陽郡の名族鄭羲は、西袁州刺史時代に「受納する所多く、政は賄を以て成る」とある『魏書』

五六本伝)。一方、胡族武人も物質に執着するものばかりではなかった。例えば、代郡の叱列長又は東魏・北斉代に州刺史に就いたことはなく武平年間末期に侍中に叙せられた人物であるが、「他の伎無しと雖も、前に官に在りて清幹を以て著称せらる。」とある〔『北齊書』二〇本伝〕。

漢族士大夫が、北魏・東魏・北斉の胡族武人と異なる点は、幾世代にも亘って伝えてきた学問を土台にして「清」という徳目を尊重する家風を作り上げた点にある。漢族士大夫の家では、次にひく六朝以来続いた博陵郡の名族崔玄暉の家の如く、清風を守ろうとする努力が代々積み重ねられてきたのだと思う。即ち、唐代に崔玄暉は母親の盧氏から以下のような訓誡を受けたのであった（盧氏の出身は確認できない。但だ推測の域を出ないが、范陽郡の名族の可能性がある）。

吾姨兄の屯田郎中辛玄馭に見たるに云う、「兒子の宦に従う者、人の来たりて貧乏にして存すること能わずと云う有らば、此是好き消息なり。若し質貨充足し、衣馬輕肥ならば、此悪しき消息なり。」と。吾常に此の言を重んじ、以て確論と為す。比親表中の宦に仕うる者を見るに、多く錢物を將って其の父母に上り、父母は但だ喜悅するを知るのみにして、竟に此の物の何くより来たるかを問わず。必ず是禄俸の餘資ならば、誠に亦善事なり。如し其れ理に非ずして得たる所ならば、此盜賊と何ぞ別たん。縦え大咎無きも、独り内心に愧じざらんや。孟母の魚鮓の饋を受けざるは、蓋し此が為なり。汝は今坐して禄俸を食み、榮幸已だ多し。若し其れ忠清なる能わざれば、何を以て天を戴き地を履まんや。孔子云く、「日々三牲の養を殺すと雖も、猶不孝為り。」と。又曰く、「父母は惟だ其れ疾をのみ之を憂う。」と。特に宜しく身を修め己を潔くし、吾が此の意を累わずこと勿かるべし。

〔『旧』九一崔玄暉伝〕

崔玄暉は母親の教誡を遵奉し、「清謹」と称えられた。七〇一年（長安元）に天官侍郎（吏郎侍郎）を拜した時、常に孤絶し請託を完全に断った。このように六朝隋唐時代の漢族士大夫は、その家において成員同士が清風を守るように代々規制し合ってきた。

このように「清」なる態度を取るべく訓導した漢族士大夫は先祖伝来の清風を絶やすことなく子孫へ伝えなければなら

ないという責任感が意識の底にあった。例えば西魏時代に河東郡の名族裴俠は、「河北郡守に除せらる。俠は躬ら儉素を履み民を愛すること子の如し。食う所は、唯だ菽麦・鹽菜のみ。吏民之を懷わざるは莫し。此の郡は旧制、漁獵夫三十人の以て郡守に供うる有り。俠曰く、『口腹を以て人を役するは、吾の為さざる所なり。』」と。乃ち悉く之を罷む。又丁三人の郡守の役使に供うる有り。俠も亦以て私に入れず、竝びに庸直を収め官の為に馬を市う。歲月既に積み、馬遂に羣を成す。職を去るの日、一も取る所無し。」とあり〔『周書』三五本伝〕、自ら清風を實踐し、時の実力者宇文泰から「裴俠の清慎奉公なること、天下の最爲り。」と賞讃された。その裴俠は、以下の如く一族が清風を自覚・実行するよう求めた。

（裴）俠は又九世伯祖の貞侯（裴）潜の伝を撰し、以て裴氏の清公は此より始まるなりと爲す。後世をして奉じて之を行なわしめんと欲し、宗室中の名を知る者に咸一通を付す。従弟の（裴）伯鳳・世彦は、時に竝びに丞相府佐爲り。笑いて曰く、「人生仕進するに、須く身名竝びに裕かなるべし。清苦すること此くの如くして、竟に何をか為さんと欲す。」と。俠曰く、「夫れ清は職に莅むの本にして、儉は身を持つるの基なり。況んや我が大宗は世々其の美を濟し、故に能く存しては朝廷に称えられ、没しては芳を典策に流すをや。今吾幸いに凡庸を以て濫りに殊遇を蒙る。固より其れ窮困して、名を慕うに非ざるなり。志は自ら修むるに在り、先を辱めるを懼るるなり。翻つて嗤笑せらるれば、復た何をか言うを知るや。」と。伯鳳等慙ちて退く。〔『周書』三五本伝〕^⑦

六朝隋唐時代には、漢族士大夫は各自の家伝を少なからず編んだ。彼らは裴氏の如く、それを讀むことにより祖先の言行に触れ、成員の行動を律し、清風を醸成し継承していったと考えられる。

ところで物質欲の少なく「清」と評価された古人は独りその直接の後裔のみが独占する模範であったのではない。その人物と血縁関係のない漢族士大夫にとっても、師表となり得たのである。例えば北周代に魏郡の申徽は、「出でて襄州刺史と爲る。時に南方初めて附く。旧俗は、官人に皆餉遺を通ず。（申）徽は性廉慎にして、乃ち楊震の像を寢室に画いて自ら戒む。」とある〔『周書』三三本伝〕。楊震は後漢時代において「性は公廉にして、私謁を受けず。子孫は常に蔬食歩行す。故旧・長者は或いは爲に産業を開かしめんと欲す。（楊震は）肯んぜずして曰く、『後世をして清白なる吏の子爲りと称せし

む。此を以て之に遺れば、亦厚からずや。』と。』とあり（『後漢書』伝四四・楊震伝）、物質に対して恬淡な態度を取った。漢族士大夫にとっては先人との間に血縁関係が有る無しに関わらず、その示した清風は身を処する上で指針となる共有財産であった。

一般に血縁関係の有無に関わらず、先人の行為やそれに込められた精神を知る方法は、歴史をはじめとする諸般の学問を学ぶことであろう。六朝隋唐時代の漢族士大夫は、史籍その他の典籍に留められた古人の言行に触れることにより、自分の行動の準則を作り上げていったものと思う。学問を通して漢族士大夫は、血縁ある古人に限らず、血縁のない古人の言行を知り、より普遍的な立場に立ち得たと考える。漢族士大夫は代々その家で学問を営むことにより一つの家において時間を超えて行動の規範を共有し、相異なる家の間で共通の典籍を用いて学問を修めることにより、行動の規範を共有した。

一方、胡族武人は前に考察した如く、北魏代では五世紀末の漢代政策以前は大部分の家、以後は洛陽にいた一部の家、北鎮州の大多数の家、更には東西魏・北齊・北周では東西分裂後に国家建設に参加した第一世代の家においては漢族士大夫の家と異なり、学問をする構造がなかった。したがってそのような胡族武人の家では、漢族士大夫の家の如く学問を基礎にして家風を築くことができなかった。それが、北魏代・東魏・北齊代に地方政治の場で悪弊となって表面化したと言えよう。西魏・北周では北魏・東魏・北齊の如く明白な形で確認できないが、その建国の第一世代の家で学問を学ぶ構造がまだなかったことから同じ問題があったのではあるまいか。それ故前に引いた『北齊書』四六循吏伝序で、(2)先人の言行を知らない（だから徳を積むことができない）（前言往行に暗し）と言われたのである。そして胡族武人の家で誰かが非法を犯してもこれを抑えるものが漢族士大夫の家の如くいなかったので、結局現実には『北齊書』四六循吏伝序で(4)財貨を飽くことなく収奪し苛虐な行為が絶えない（聚斂して厭くこと無く、淫虐して已まず）と言われたのであろう。

① 『周易』三 大畜 「君子以多識前言・往行、以畜其徳。」

② 停年格については、谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主

義」（第一章注①(6)書）参照。

③ 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」、『中国法制史考証』有斐閣一九六三年）参照。唐代であるが、録事参軍事が州機構内で文書を処理した具体的様子は、内藤氏の研究から窺える。

④ 唐律を『唐律疏議』によりみると、第一二一条から第一一八条までが、文書処理に関する罰則規定である。今罰則については煩雑になるので省略し、各条が処罰の対象に定めた事例を簡単にまとめて整理すると、次の通りになる。

- （第一二一条）制書と官文書の処理が遅滞した場合（第一二二条）制書の内容と施行したことが食い違った場合（第一二三条）制書の内容を失念したり誤解したり書き誤ったりした場合（第一一四条）制書や官文書の誤りを自分で勝手に改竄した場合（第一一五条）上奏して宗廟の諱を犯した場合（第一一六条）上奏や尚書省へ提出した文書に間違いがあった場合（第一一七条）上奏すべきことを上奏しなかったり、上奏すべきでないことを上奏した場合、上級官司に報告すべきことを怠ったり、上級官司に報告すべきでないことを報告したり、直属の上級官司を飛び越えて更に上級官司に上申したりした場合、下級官司に通過すべきなのに怠ったり、下級官司に通過すべきでないのに通過した場合（第一一八条）担当官でないのに官文書に署名したり、その処理に判断を加えた場合

結 語

隋朝は五七七年（建徳6）に北齊を併呑した北周を襲って五八一年（開皇元）に成立し、更に五八九年（開皇9）に南朝最後の王朝陳朝を滅ぼして、南北分裂のきっかけを作った三〇〇年（永康元）の八王の乱以来の内戦状態に終止符を打った。このような政治的変動に伴ない、隋朝は武人に対して働きかけ戦時体制から平時体制へ移行しようとしたとみられる。

- ⑤ 谷川道雄「北朝貴族の生活倫理」、『中国中世社会と共同体』二三二—二三三頁、国書刊行会、一九七六年）
- ⑥ 渡辺信一郎「清—あるいは二—七世紀におけるイデオロギー形態と国家—」、『人文』（京都府立大学学術報告）三—、一九七九年）参照。この他、北朝士大夫の倫理については、⑤の谷川論文参照。
- ⑦ 「清」のいう觀念の持つ様々な意味については、上田早苗「貴族の官制の成立—清官の由来とその性格—」（『中国中世史研究会編』『中国中世史研究』二〇三—一〇五頁、東海大学出版会、一九七〇年）参照。西魏代、蘇綽は『六条詔書』の第一条「先治心」において、「是以治民之要、在清心而已。夫所謂清心者、非不貪貨財之謂也。乃欲使心氣清和、志意端靜。」と述べている（『周書』二三本伝）。これは、当時一般に「清心」を「不貪貨財之謂」とする考えが流布していたのに対応して、それをより深く意味付けた解釈を提示したのではあるまいか。
- ⑧ 裴俠が裴氏の「清公」な家風を樹てたと考えた九世伯祖裴潜は、後漢末から三国時代にかけて生涯を送った人物であり、『三国志』二三本伝の後に附された評において「平恒貞幹」で一世の美士と讃えられている。また『三国志』六劉表伝中の裴松之注に引く『傅子』に「証裴潜終以清行頭」とある。

五八三年（開皇3）、南の陳朝とは対立していたとはいえ既に北中国統一を果たして六年後、隋朝は前にみた如く柳暹の上表を容れて治政能力のない武人の和干子を杞州刺史に任命するのを罷めた。これは独り和干子を州刺史に任ずるのを中断したというだけにとどまらず、これまで武人を州刺史に任じていたのを修正しようとする象徴的事件であると思う。

更に五八九年（開皇9）正月に陳朝を平定した三ヶ月後、四月に下した詔では、次の通り武人に対して学問を学ぶよう勸告した。

（略）兵は威を立つべし。戢めざるべからず。刑は化を助くべし。専ら行うべからず。九重を禁衛するの餘、四方を鎮守するの外、戎旅の軍器は皆宜しく停罷すべし。代路は既に夷らげ、羣方は事無し。武力の子は、俱に文を学ぶべし。人間の甲仗は、悉く皆除毀せよ。有功の臣は、情を文芸に降せ。家門の子姪に、各々一絰を守らせよ。海内をして翕然として高山を仰止せしめよ。（略）

〔隋書〕二高祖紀下）

煬帝時代に至っても武人が州刺史となる状況は、「（六〇四年〔仁寿4〕）煬帝は位を嗣ぐや、（邛州刺史より）之（『柳儉』）を徴す。時に功臣の職を任じ州を牧し郡を領する者は、並びに戎資を帶ぶ。唯だ（柳）儉のみ良吏より起こる。」とあり〔隋書〕七三柳儉伝）、変わらなかつた。煬帝は、六〇七年（大業3）に武人に対して次のような詔を下した。

頃自朝を班ち人を治むるは、乃ち勲に由りて叙す。之を行陣より抜き、勇夫より起こる。政を蠹い人を書うは、寔に此に由る。自後諸ての勲官を授くる者は、並びに文官の職事を得ざれ。〔通典〕十四選舉典2）

ここで「人を治むる」・「人を書う」とあるのは、「民を治むる」・「民を書う」と同義であろう。とすると、文官の職事官を武人に授けるのを禁じた原因は、当時牧民官たる州刺史に就いた武人が地方政治の正常な運営を妨げていたことにあると考えられる。武人が牧民官として治政能力を欠いていたことは、隋朝が文帝代五八九年（開皇9）に陳朝を滅ぼした翌年に、隋朝の江南統治政策を不満に思った汪文進・高智慧たちが反乱を起こした折りに楊素の指揮下で敵情の偵察に活躍した麦鉄杖の例から窺える。麦鉄杖は文帝代反乱鎮圧直後、彼の功績を認めた楊素が特に上奏した結果、一旦は勲官の儀同

三司を与えられたが、「書を識らざるを以て、郷里に放ち還す。」とあり『隋書』六四本伝)、職事官に就くことなく故郷に帰った。麦鉄杖は煬帝代に至って、「尋いで萊州刺史に除せらるるも、治名無し。後に汝南太守に転ずるや、稍法令を習い、群盜は屏跡す。」とあり(同上)、萊州刺史時代には法令を知らなかったが故に治績がなく、汝南太守時代には法令を学んで治績を挙げられるようになった。麦鉄杖は汝南太守となる前後に字を習い、法令を学んだものと考えられる。麦鉄杖の場合は無学なるが故に法令に無知であったことを示すに過ぎないが、恐らくは無学なるが故に文書の内容を理解することができず規定に従って文書をまともに処理できなかったと推察される。麦鉄杖の例は、武人が地方政治を損ったのは、無学に起因したことを示唆している。

隋代に無学な武人は地方長官に多く就任して地方政治を阻害したが、他の中央・地方の文官に任ぜられたとしても、恐らくその職務で文書を扱う以上、職務に適應できなかったのではあるまいか。なかでも中央の中枢を占める尚書省は文書行政を総轄する機構であり、例えば「上(隋文帝)、尚書の文簿繁雜にして吏姦計多きを以て、(于)仲文をして省中の事を勘録せしむ。」とある如く『隋書』六〇于仲文伝)、繁雜で多岐に亙る文書を処理した。したがって尚書省官就任者は、文書を処理できる能力を恐らくは問われたであろう。隋代ではないが、唐代六三八年(貞觀12)に吏部尚書を拜した侯君集が「行伍自り出で、素より學術無し。任遇せらるるに及んで、方めて書を読むを始む。」とあるのは『旧』六九本伝)、文書を処理する上で少なくとも字を知らなければいけないと痛感したからであろう。北魏末期には、爾朱榮の従弟爾朱世隆は、「僕射と為るや、自ら了せざるを憂え、乃ち尚書の文簿を取りて家に在りて省閱す。性聰解なれば、積むこと十余日にして、然る後事を視る。」とある如く『魏書』七五本伝)、文書を理解すべく努力した。隋代において、侯君集や爾朱世隆の如く無学を克服して文書を処理できるようになった武人は、少数派だったものと考えられる。次に、その武人の出身をみてみよう。

前に引いた五八九年(開皇9)の詔と六〇七年(大業14)の詔は、いずれも胡族系の武人だけを専ら対象にしたものとは言

えない。なぜならば前に確めた如く隋代は府兵制が敷かれ、胡族系統の武人とともに漢族出身者が軍に参加していたからである。しかしながら当時胡族武人の家で、例えば前に挙げた竇威の家の如く学問を軽んじている家もみられたところから、前の二つの詔は胡族系統の武人を対象に含んでいたと考えられる。

胡族武人にすれば、戦時にはその本領たる軍事的能力を振り得たが、隋代の如く対突厥戦・対高句麗戦といった対外戦争はあったが、国内が内戦状態に終止符を打った状況下では、政府の要求に従って学問を学び、軍事的才能より学問を頼りにして文人へと転換していったものと予想される。

私は小論においてこれまで北魏代から隋代にかけて特に地方に焦点を当てて胡族武人が政治を紊乱した原因が無学にあったことを検討したが、その目的は二つあった。第一は、北魏孝文帝の漢化政策で氏族詳定の如く胡族が漢族士大夫と制度上の統合を図る試みばかりが政治的意義を有していたのではなく、漢化政策が文化面で目ざしていたと思われる胡族が漢族士大夫の学問を吸収することもまた政治的意義があったことを明らかにするためであった。胡族が漢族士大夫の学問を学ぶことは、ただ単に漢族と同じ意識を共有して民族間の隔壁を超えるだけに止まらず、その上土農工商の中直接生産にたずさわる農工商の専門家を越えた普遍的立場に立つ士人と化すことを意味しよう^①。第二には、胡族武人が北魏代の漢化政策で短時日の間に一挙に学問を習得するように変化したのではなく、隋代まで学問を軽んずる胡族武人の家がみられることから、胡族が漢族士大夫の学問を受容した過程を考察するに当っては、隋代の次の唐代まで範圍を広げて見届ける必要があることを確認するためである。以上を要するに、小論は胡族武人が漢族士大夫の学問を受容していった過程と政治的意義を唐代まで考察するよう、提起したにしか過ぎない。この問題についての具体的考察は、他の機会に譲ることとしたい。

① (1) 錢穆『中國歷史精神』(四四―四五頁、東大圖書公司、一九七六年)、

(2) 第三章第三節⑥渡辺論文参照。

The Problem of Xianbei Military Officials during the Northern Dynasties

by

OSABE Yoshihiro

At the end of the fifth century, Emperor Xiaowen of the Northern Wei dynasty carried out a series of policies to unite the Xianbei and Han Chinese people under one culture and one set of institutions derived from China. This program was carried out by ranking some of the Xianbei families as aristocrats corresponding to the Chinese ones, and at the same time by compelling the Xianbei people to accept the Chinese language, clothes, and names. However, there is no way that all of the Xianbei could have accepted Chinese culture perfectly in a short period of time. A number of the Xianbei officials created disturbances in local administration during the period from the Northern Wei to the Sui through their ignorance of Chinese culture. After the unification of China by the Sui dynasty in 589, China enjoyed peace for the entire period up to 755 except for a brief interlude between the Sui and Tang. Xianbei soldiers had fewer chances to demonstrate their talent in peacetime than in wartime. I postulate that as a result many of them directed their efforts towards becoming learned officials instead. Therefore this study explores the process of their acceptance of Chinese culture from the Northern Wei to the Tang.

On the Legal Character of the Fiscus and the Principes in the Principiate

by

YONETA Toshihiro

The Severan jurist Ulpian states that the interdiction concerning public places does not apply to those places which belong to the Fiscus, i.e. the